

請求の範囲

- [請求項1] エリスロポエチン（EPO）産生能が亢進された線維芽細胞。
- [請求項2] CD106陽性である、請求項1に記載の線維芽細胞。
- [請求項3] 前記線維芽細胞が腎臓線維芽細胞である、請求項1又は2に記載の細胞。
- [請求項4] EPOの産生量が、対照となる線維芽細胞と比較して、1.65倍以上高いものである、請求項1～3の何れか一項に記載の細胞。
- [請求項5] 請求項1～4のいずれか一項に記載の細胞を含む、線維芽細胞集団。
- [請求項6] 前記CD106陽性線維芽細胞の割合（細胞数基準）が、前記細胞集団中に含まれる全線維芽細胞に対して4.7%以上である、請求項5に記載の細胞集団。
- [請求項7] EPO産生能が亢進された線維芽細胞の製造方法であって、線維芽細胞に、TNF- α 及びIL-4を接触させること、前記接触させた線維芽細胞を、EPO産生能が亢進され得る条件下で培養すること、を含む方法。
- [請求項8] 前記EPO産生能が亢進された線維芽細胞が、CD106陽性である、請求項7に記載の方法。
- [請求項9] 抗CD106抗体を用いて、CD106陽性の線維芽細胞を選択又は濃縮すること、をさらに含む、請求項8に記載の方法。
- [請求項10] 前記線維芽細胞が腎臓線維芽細胞である、請求項7～9のいずれか一項に記載の方法。
- [請求項11] 請求項7～10のいずれか一項に記載する製造方法によって得られる、EPO産生能が亢進された線維芽細胞。
- [請求項12] 請求項11に記載する細胞を含む、線維芽細胞集団。
- [請求項13] 請求項1～4及び11のいずれか一項に記載の細胞又は請求項5、6及び12のいずれか一項に記載の細胞集団を含む、医薬組成物。
- [請求項14] EPO産生能が低下している状態を改善するための、請求項13に

記載の医薬組成物。

- [請求項15] 腎障害を有する患者に投与するための、請求項 1 3 に記載の医薬組成物。
- [請求項16] 前記腎障害が慢性腎臓病である、請求項 1 5 に記載の医薬組成物。
- [請求項17] 腎性貧血を有する患者に投与するための、請求項 1 3 に記載の医薬組成物。
- [請求項18] 注射用組成物である、請求項 1 3 ～ 1 7 のいずれか一項に記載の医薬組成物。
- [請求項19] 前記細胞集団が、平面又は立体の形状の細胞組織として構築されたものである、請求項 1 3 ～ 1 7 のいずれかに記載の医薬組成物。